

古代日本の歴代遷宮と家族・親族システム

阿 部 一

要 旨

古代日本では、7世紀末まで王（天皇）の代替わりごとに宮が必ず移動している。歴代遷宮と呼ばれるこの現象は、先王の崩御→新王の即位・遷宮→立后（一部で立後の後に遷宮）という基本的なプロセスの中で行われており、婚姻居住制の現れである。そこで、古代日本の家族・親族システムを明らかにし、3世紀代から7世紀代にいたる歴代遷宮の様相を分析することで、以下の二つの問いに答えた。(1)なぜ代替わりのたびに王は新しい宮に居住したのだろうか。(2)なぜ5世紀代に王宮は巡回的に移動し、6世紀代には磐余、7世紀代には飛鳥に継続的に立地したのだろうか。(1)に対する答えは、「古代日本の家族システムは核家族であり、王位継承のプロセスに新居住婚が組み込まれていたため」である。また、(2)に対する答えは、「5世紀代には男系での王位継承制の導入にともなう拠点の（再）開発、6世紀代には新王統の誕生にともなう神話の拠点への集住、7世紀代には蘇我氏と渡来人集団によって開発された日本最初の都市空間への集住がみられたため」である。

I はじめに

古代日本の宮都の歴史を概観すると、5世紀代は王（大王・天皇）^{おおきみ} ⁽¹⁾の代替わりごとに、大和盆地を中心とする各地に新たな宮が作られたとされる。6世紀代には、磐余^{いわれ}周辺に宮が集中するようになったが、そこでも遷宮が繰り返された。7世紀代には、飛鳥^{あすか}周辺において宮が継続的に造られるようになり、同じ場所に名称だけ変えて歴代の宮が造られたりもしたが、代替わりの際に宮を遷るといふ点は同様であった。それが変わったのが、藤原京遷都（694年）からである。これ以降、宮の周辺に京を伴う中国式都城が造営されるようになった。藤原京は2代、平城京は7代の天皇の宮都となり、平安京にいたって千年の都となった。

このように、7世紀末までは、王が替わるとともに宮が必ず移動している。これを「歴代遷宮」という。その理由については、これまでいくつかの説が提示されてきた。仁藤敦史による総括⁽²⁾を参考にしながら、そのおもなものを整理すると、①父子別居制、②死穢忌避^{しえ}、③建物の耐用年限、④即位の適地卜定^{ぼくじょう}、⑤王臣関係の再編成の5つの説にまとめることができる。①の父子別居制によるという説は、本居宣長^{もとおりりなが}（1730～1801）によって提唱された。当時の夫婦は必ずしも同居せず、夫は生家にいる妻のもとに通い、その妻の子は母の家で成人するまで住むため、子の居住地が新たな宮となるという説である。②の死穢忌避によるという説は、久米邦武^{くめくにたけ}（1839～1931）によって提起された。死の穢れを避けるため旧宮を棄て、適地を卜定して新宮を建てるのが慣例であったとする説である。③の建物

の耐用年限によるという説は、古い宮が毀損して改築が必要な場合に遷宮が行われたというものであり、喜田貞吉（1871～1939）が代表的な論者である。これら古典的な3説とともに、近年主張されている代表的な説が④と⑤である。④の即位の適地卜定によるという説は、和田 萃^{あつむ}によって提起されている。これは、即位の壇場^{たかみくら}の適地^{うらない}を卜によって定め、そこを宮地とする慣行があったというものである⁽³⁾。⑤の王臣関係の再編成のためという説は、吉村武彦・館野和己によって唱えられている。当時は大王と臣下との人格的關係が王権の基礎であったため、代替わりごとの支配機構の再編に対応して遷宮が必要であったという説である⁽⁴⁾。

これらの説の中で、②死穢忌避は、穢れているはずの旧宮で即位する事例がみられることから成立しにくい⁽⁵⁾。③建物の耐用年限は、仮の住まいを使用して元の地に建て直すことを選ばずに、宮地を移動させていることを説明できない。それに加えて、遷宮は建物の新築と放棄を繰り返すという単純なものではなく、建物が地域支配の拠点として代替わりの前からあったり、代替わりの後も存続したりしたようである⁽⁶⁾。また、②死穢忌避と③建物の耐用年限のどちらも、一代のうちに数度の遷宮をしている事例が説明できない⁽⁷⁾。④即位の適地卜定は、即位儀礼の一環として慣行的に行われたことは十分ありえる。しかし、宮地に限られた場所にしか置かれていないことを考えると、いくつかの候補地内での宮地の選定に過ぎなかったり、宮地の決定を迫認するために行われたりしていた可能性がある。したがって、卜定による決定は、一義的なものとは考えがたい⁽⁸⁾。さらに、⑤王臣関係の再編成は、遷宮の原因というよりも結果である可能性がある。支配機構の再編に対応するために宮を遷したのではなく、宮を遷したために、そのつど新たに支配機構を再編しなければならなかったという解釈も成り立つのである。

したがって、これらの説の中で検討に値するのは、①父子別居制である。それは家族の在り方の一側面であり、父子別居制説の妥当性は、古代日本の家族システムに基づいて検討されなければならない。ここで家族システムとは「家族成員＋家族構造」で定義される。家族成員とは家族に属する個々の人間であり、家族構造とは成員間の関係性のことである。家族システムは、夫婦に子どもが生まれ、その子が成人し結婚することを通じて再生産される（家族サイクル）。家族サイクルにより紡ぎだされる、親子・キョウダイを通して辿られる関係性の広がり親族システム（＝親族成員＋親族構造）である。親族システムの在り方は財産相続制・地位継承制と密接にかかわっている。家族・親族システムという観点に立つと、古代日本の歴代遷宮という現象は二つの面をもつことが分かる。ひとつは新しい宮に居住するという面であり、もうひとつは宮の立地地域（宮地）を移動させるという面である。前者に関しては、古代日本の家族システムそのものが手がかりとなる。新しい宮での居住とは、婚姻・即位とともに王がどのように居住するかという婚姻居住制（marital residence rules）にかかわるからである。後者に関しては、家族サイクルにおける婚姻居住制の変化と親族システムにおける地位継承制（succession rules）の変化が手がかりとなる。一般に、居住地域の移動は婚姻居住制の変化をとまうものであり、それは地位継承制の変化と密接に結びついているからである。本稿では、古代日本の家族・親族システムという観点から、父子別居として現われている歴代遷宮の理由を解明するために、以下の二つの問いを設定する。(1)なぜ代替わりのたびに王は新しい宮に居住したのだろうか。

(2)なぜ5世紀代に王宮は巡回的に移動し、6世紀代には磐余、7世紀代には飛鳥に継続的に立地したのだろうか。そこでまず、古代日本の家族・親族システムがどのようなものであったかを示し(II章)、それに基づいて3世紀代から7世紀代にいたる歴代遷宮の様相を明らかにすることで(III章)、上の二つの問いに答えることにする(IV章)。

II 古代日本の家族・親族システム

民族学的調査によれば、世界の家族システムは図1に示す「核家族」「直系家族」「共同体家族」の3つの型に分類される⁽⁹⁾。3つの家族型のユーラシア大陸における地理的な分布パターンを見ると、中心地域に共同体家族が分布し、周辺地域に核家族や直系家族が分布している。歴史言語学の知見を援用すれば、中心に広大な地域があり、周辺部や飛地に小地域が分布する場合、中心地域に分布するものの方が新しい。したがって、共同体家族は相対的に新しい家族システムであると判断できる⁽¹⁰⁾。一方、核家族と直系家族を比べると、未開の少数民族の家族システムは圧倒的に核家族システムであるということ⁽¹¹⁾、歴史的に見て一括相続の規制は新しいということから⁽¹²⁾、最も原初的な家族システムは核家族であると考えられる。

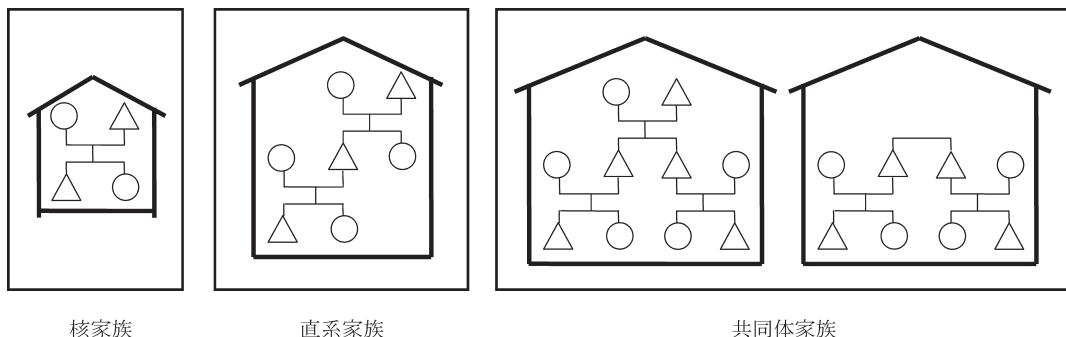


図1 家族型

△=男性 ○=女性

原初的な家族システムである核家族には、風土に根差した性的分業のあり方と結びついた2つの類型がある。ひとつは、「父親中心的 (patri-focal)」な核家族であり、もうひとつは「母親密着的 (matri-indiscrete)」な核家族である。農耕との関係でいうと、西南アジアの肥沃三日月地帯を起源とする「有畜麦作」(牧草地での牧畜を伴う麦作)は父親中心的な核家族を生み出し、中国南部で始まった「無畜稲作」(牧草地での牧畜を伴わない稲作)は母親密着的な核家族を成立させたと考えられる。前者の「父親中心性」を特徴とする家族システムは、成員の性別にかかわらず家族関係において父性的なもの・こと(リーダーシップ・自立性など)が重視されるため、父性偏向 (patri-biased) 家族システムと呼ぶことができる。後者の「母親密着性」を特徴とする家族システムは、成員の性別にかかわらず家族関係において母性的なもの・こと(思いやり・協調性など)が重視されるため、母性偏向 (matri-biased) 家族システムと呼ぶことができる⁽¹³⁾。

母性偏向核家族は、現在も東南アジアに分布している。フランスの歴史人口学者エマニュエル・トッドはそれをアノミ一家族と呼んだ⁽¹⁴⁾。古代日本の家族システムは、東南アジアのアノミ一家族と同様の母親密着的な母性偏向核家族であったと考えられる。日本の家族型や居住制についての最古の文献記録は、『三国志 魏書』の「烏丸鮮卑東夷倭人条」いわゆる「魏志倭人伝」である。その記事には「その法を犯すや、軽き者はその妻子を没し」とあり、犯罪者は奴婢に貶められた（没官）。この記述より、「夫・妻・子」からなる世帯の単位が存在していたことがわかる⁽¹⁵⁾。また、「父母兄弟の臥息処を異にす」とあることから、父母と兄夫婦、弟夫婦は別々の住居に住んでいたと解釈できる⁽¹⁶⁾。したがって、3世紀の日本（倭国）の家族システムは、核家族システムであったことが推測される。

律令制以前（7世紀代まで）の婚姻居住制については、『古事記』『日本書紀』『万葉集』『風土記』などから復元することができる。婚姻は、「歌垣」や「求婚ひ（伉麗ひ）」などを通しての男女の出会いから始まった。歌垣は、カガヒともいい、春秋の祭りの場などで行われる男女の集団による歌の掛け合いである。また、ヨバヒは交際の申し込みであり、男が贈り物をし、女はそれを見て交際を判断する⁽¹⁷⁾。交際が始まると、一定期間の「妻訪い」を経て、夫婦での同居に至る（「一時的妻訪い婚」）。同居後の居住は、妻方での新居住が基本であったと考えられるが、夫方での新居住も、どちらでもない場所での新居住もあった。本稿では、妻の実家の近くでの新居住を、妻方・新居住（uxori-neolocal residence）、夫の実家の近くでの新居住を夫方・新居住（viri-neolocal residence）と呼び、双方の両親から離れたところに居を構える新居住（neolocal residence）と区別する。いずれの場合も、子どもが成人し結婚すると家を出るため、成人後に父子別居となる。また、妾の場合など、夫婦同居に至らない場合もあったと考えられる。この場合は、幼少時からの父子別居ということになる。婚姻は男女本人の意思による結びつきであり（「対偶婚」）、実家による制約や圧力はほとんどなかった。そのため離婚も比較的容易であったと考えられる。

遺産相続は、女子も含めた分割相続であった。『大宝令』（701年）は、「嫡妻之長子」を意味する「嫡子」（長男）にほとんどの相続権が認められ、妾や女子には相続分がないという条文となっているが⁽¹⁸⁾、実際には、嫡子の厚遇は「内八位以上」ないし「累世相継富家」にのみ適用され、これらの階層以下では「財物均分」の原則がとられていた⁽¹⁹⁾。『養老令』（757年）になると、嫡子に厚いとはいえ、『大宝令』よりも嫡子分は極端に少なくなり、嫡母、継母や女子分が規定されている。すなわち、嫡子のみを厚遇することのない分割相続の規定となっている⁽²⁰⁾。これは、律令制以前から続く女子も含めた伝統的な分割相続の現実に合わせた改正であると考えられる。女子の相続分が認められており、また「妻家の所得は、分する限りに在らず」とあることからわかるように、妻が夫と別の財産を所有する「夫婦別財」であった。

相続において男女の偏りがある場合、財産権が継承される側の親族集団への帰属意識がもたらされるが、古代日本においてはそれがなかった。したがって、自己を中心とする「方的（ラテラル）」な血縁関係者は、父方・母方・双方（父方+母方）のいずれの親族集団（キンシップ）も形成せず、「未分化の親類（キンドレッド）」⁽²¹⁾となっていた。また、外婚制がないため血統を意識する必要がなく、祖先を中心としてその祖先の血統を「系的（リニアル）」に継承・伝達する父系・母系・双系（父系+母

系)のいずれの出自集団も形成されなかった(無系)⁽²²⁾。

III 古代日本の王位継承と歴代遷宮

1. 3・4世紀代

3世紀前半の日本(倭国)の状況を記した「魏志倭人伝」第二部の風俗記事によれば、倭国ではもともと男子が王位を継承していたが、内乱が起こったために共に女子を立てて王とした。それが卑弥呼である。卑弥呼の没後、「更に男王を立てしも、國中服せず」という状況になったため、卑弥呼の宗女(一族の娘)である甕与(とよ)を立てて、乱を終息させた。すなわち、3世紀前半の倭国において、卑弥呼と甕与という二人の女王が即位したことが記されている。卑弥呼は、「鬼道に事え、能く衆を惑わす」とあることから、祭祀王という性格をもっていたと考えられる。また、「男弟有りて、国をたす佐け治む」とあるように、キョウダイによる共同統治が行われた。

この時代の男女には、地位上の大きな差はなかった。「魏志倭人伝」には「その会同・坐起には父子・男女の別なし」とある。これは、集会では、座席の順序や立ち居ふるまいに父子や男女による区別はないという記述である。「会同」とは、政治的な意味を持った儀礼的集会の場である⁽²³⁾。そこに男女が同様に参加していたのである。また父子の間にも差別がなかった。これは、「父—子」の権威的な縦関係が存在しなかったことを意味する。

男性は、夫としての役割とともに、自分の生まれた土地およびそこに住む母や姉妹を守り、姉妹の子ども(オイ・メイ)を指導・援助する役割も担っていた。母を同じくするキョウダイ(兄弟姉妹)の絆は強く、男性は自分の生地(出生地)に容易に訪問できる範囲内で妻を選び新居を構える必要があった。その上で、生地の首長権をキョウダイが共同で握る場合があった(図2)。また、土地の所有権を背景に女性が単独で首長権を握ることもあれば、軍事的な力を背景に男性が首長権を握ることもあったと考

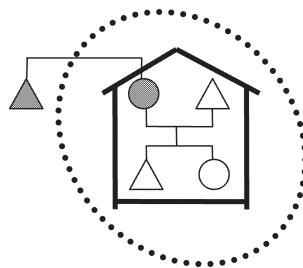
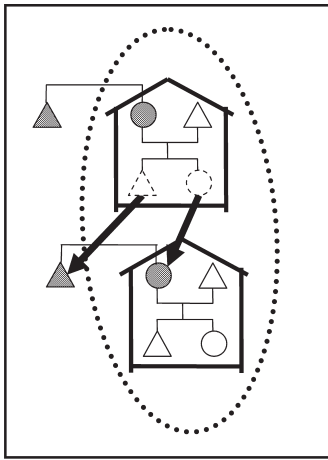


図2 キョウダイが首長権をもつ母性偏向核家族システム

えられる。男性は、自分の姉妹との関係を維持するとともに、新居での妻との生活において、妻子のために土地経営の維持・拡大に努めなければならなかった。すなわち、男性は二重の責務を負っていた。これは母系社会の特徴と重なり合う⁽²⁴⁾。しかし、古代日本は母系社会とは言えない。外婚制のない社会では「系」は存在せず、古代日本において成員資格が「系」的に継承されることはなかった⁽²⁵⁾。一方で、図3左に示すとおり、土地の相続はおもに母から娘へと女系的に行われたと考えられる。娘



キョウダイが首長権をもつ母性偏向核家族サイクル

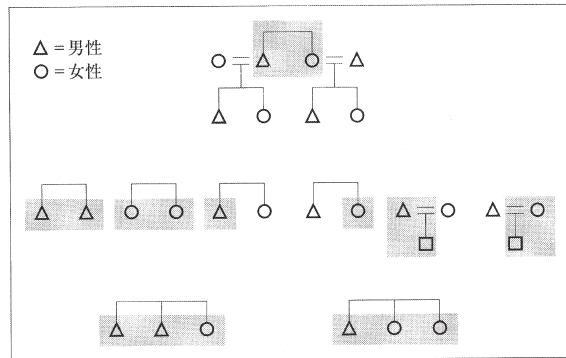
田中良之による古墳埋葬の基本モデル I (5 世紀代まで)
田中(2003 : 124)の図 1

図 3 3・4 世紀代の家族サイクルと古墳埋葬の基本モデル

は自分の生地に新居を構え、娘の兄弟はあまり遠くない妻方の土地に新居を構える。そして、地位の継承はキョウダイを軸に行われた。これは傍系継承と呼ばれ、親から子へと世代ごとに一人が地位を継承していく直系継承とは区別される。傍系継承は、母を同じくするキョウダイの結束の強さを反映している。

キョウダイの結びつきの強さは、古墳に埋葬されている人骨の分析からも示されている。考古学・人類学者である田中良之は、古墳の埋葬人骨の歯冠のデータから血縁関係を解明した⁽²⁶⁾。研究対象となったのは、追葬が行われる横穴式石室の古墳が多く、これらは有力農民層の墓であろうと考えられる⁽²⁷⁾。分析の結果によれば、弥生終末期（3世紀代）から5世紀代にかけては、キョウダイが性別にかかわらず一緒に埋葬されている。たとえ出産歴のある女性でも、夫や子どもたちではなく、実のキョウダイと一緒に埋葬されている⁽²⁸⁾（図 3 右）。田中はまた、単体埋葬（ひとつの古墳に一体だけ埋葬）された遺体と、複数の遺体が埋葬されている古墳において最初に埋葬（初葬）された遺体について、その男女比を調べた。単体埋葬された遺体と複数埋葬の初葬された遺体は、その古墳を造営する契機となった人物であり、一族にとって家長といえる存在であったと推測される。その男女比は、およそ5世紀後半以前において、男性6：女性4であった⁽²⁹⁾。したがって古墳のデータからも、5世紀代まで、少なくとも有力農民層においては、キョウダイの絆が強く、男女の地位にあまり差がなかったことが明らかである。

卑弥呼と弟のような男女のキョウダイによる共同統治や、女性首長による単独統治についての記述は、記・紀や『風土記』に数多く見られる。とりわけ、『風土記』には、4世紀以降にヤマトの王権が各地に勢力を及ぼしていく中で減ぼされた土着勢力の首長である、男女の「土蜘蛛^{つちぐも}」についての伝承が数多く記されている。その中には、男女の首長が「ヒメ・ヒコ」を構成している例がいくつもある。これらの男女を夫婦として明記する例はひとつもなく、一方で兄や弟と明記する例がいくつもあるこ

とから、「ヒメ・ヒコ」による統治はキョウダイによる共同統治とみなすことができる。男女の共同統治よりも多いのが、女性首長が単独で統治していたとみられる事例である。女性首長には、「くにのみやつこ国造」⁽³⁰⁾として広い地域を支配する者もいた⁽³⁰⁾。

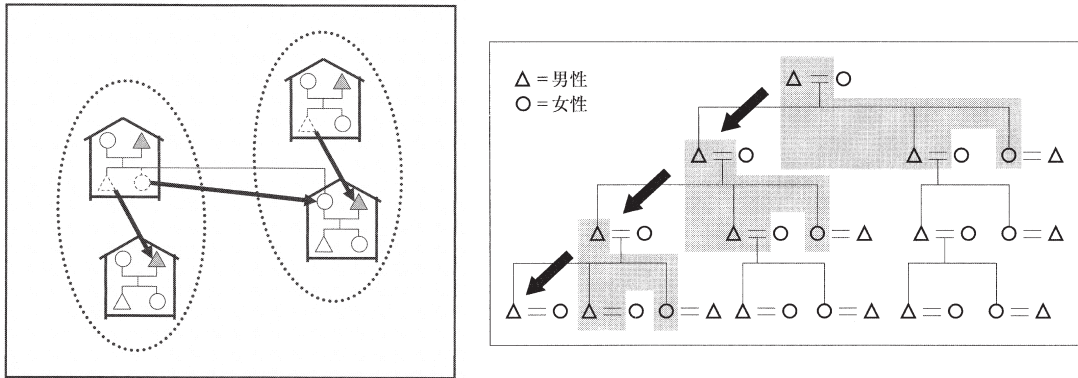
女性首長は女系的に相続される生地を拠点とするため、統治の領域は固定的なものとなる。そこは、家を出た男性にとっても、自分の生れ出た土地として、常に立ち戻るべき「ふるさと」であった。このような拠点こそ、「うぶすな産土（うぶすな本居）」と呼ばれる場所であった。開拓は、産土からその周囲へと漸進的に行われた。それによって経営する土地が拡大すると、土地の所有権や境界をめぐる争いが発生するようになる。軍事的な役割が必要となった際に中心となったのは、外からやってきた夫ではなく、自分の生まれた土地（産土）及びそこに住む母や姉妹への愛着をもった兄弟であった。そのため、キョウダイによる共同統治では、男王がおもに軍事を担当し、女王は^{うぶすな}産土に置かれた宮でまつりごと（政事・祭事）を担ったと推測される。女王の娘は、成人すると外から夫を迎え入れるために新居を設けたと考えられるので（妻方・新居住）、産土内での歴代遷宮が行われていたことになる。

2. 5世紀代

5世紀代には、地位の継承は男系中心となっていた。それを示す史料のひとつが、冒頭に「辛亥年」（471年）とある埼玉県稲荷山古墳の鉄剣銘文である。そこに刻まれた八代にわたる系譜の名は、すべて男性の名である。もうひとつの史料が、『宋書』倭国伝にみられる倭の五王の系譜である。そこには、421年から478年までの間に中国南朝の宋に遣使した讚・珍・済・興・武という五代の倭国王の系譜が記されている。それによれば、讚の弟が珍、済の子が興で、興の弟が武であると記されており、男系の傍系継承が基本であったことが知られる⁽³¹⁾。

このように、母性偏向核家族という基層的な家族システムに変化はないが、それまでの女系的な土地相続・地位継承が、少なくとも地位に関しては男系的に継承する傾向に変化した。それをもたらしたのが、軍事的な要請であった。5世紀代は、4世紀前半に成立したと想定されるヤマト王権（記・紀に由来と伝承が書かれた王権）が大和地方において権力を確立していった時代である。ヤマト王権による軍事的編成の強化という流れの中で、豪族は王権の要請に応えるにせよ、王権に対抗するにせよ、軍事力を増強する必要があった。このような動向に、元来軍事色の弱い女性首長が対応できなかったのであろうと考えられる。男性が家長（首長）として^{うぶすな}産土を守護・経営するようになると、結婚後の新居は夫方に置かれるようになる。その場合、妻は自分の産土を離れる必要がある。しかし、女性にも相続権がある状況に変わりはなかったため、妻は自分の土地の経営などを通じて実家の父やキョウダイとの結びつきが強いままであった（**図4左**）。

家長（首長）としての男性にとってあてになるのは、妻ではなく、息子・娘たちであった。キョウダイとその父との結びつきは、古墳の埋葬人骨のデータからも読み取ることができる。田中良之が明らかにしたように、5世紀後半から6世紀後半にかけて、有力農民層の古墳にはキョウダイに加えてその父（家長）がともに埋葬されている。ただし、次世代において家長となる子は、のちに自分の子どもたちとともに、別の古墳に埋葬された⁽³²⁾（**図4右**）。この変化が生じた5世紀後半は、家長の地位



男系的な地位継承を伴う母性偏向核家族サイクル
(中間タイプ)

田中良之による古墳埋葬の基本モデルⅡ(5世紀後半に出現)
田中(2003: 125)の図2

図4 5世紀代の家族サイクルと古墳埋葬の基本モデル

継承が男系に大きく傾いた時期と一致する。単体埋葬された遺体と複数埋葬で初葬された遺体の男女比は、それまでの男性6：女性4から、おおよそ5世紀後半以降は男性8：女性2の比率に変化しているのである⁽³³⁾。一方、首長クラス古墳は、古墳時代中期(5世紀)になると女性首長の数が減少する傾向がみられるとともに、副葬品として武器(鉄鏃)・武具(甲冑)の比率が増加している⁽³⁴⁾。このことから、首長クラスの階層の男系優位化は、軍事的な力の重要度が増したことを背景としたものであることがわかる。またその変化は、『宋書』倭国伝や稲荷山古墳の鉄剣銘文と合わせて考えると、遅くとも5世紀に入った頃には生じており、5世紀後半を画期とする有力農民層に先行したものと考えられる。

男が家長(首長)として生地に居を構えると、男が生地に残るとともに、女も土地の分割相続を受けることで土地は細分化され、成員ひとりあたりの土地面積は小さくなり一族は弱体化する。それを避けるためには、家長(首長)は荒地を開拓して新たに水田にしたり、既存の水田の生産性を上げるために再開発したりする必要がある。それを実践した一族が勢力を広げ、有力豪族となっていった。5世紀には、百濟などから多くの渡来人たちがやってきており、その技術を利用しながら水田の整備や池溝の建設などが行われた。王家も、拠点(宮地)を次々と新たに展開しながら、規模の大きな(再)開発を行った。その結果が、拠点を巡回しているかのような5世紀の歴代遷宮である。

5世紀代前期の王である履中^{りちゅう}以降、宮は磐余^{いわれ}、飛鳥^{あすか}、石上^{いそのかみ}、長谷^{はつせ}など、いくつかの拠点を周期的に巡回している。これらの宮の実在性については議論があるが、しかしこれらの場所が王家にとって重要な拠点であったことは否定できない。新たな開発や再開発の対象となる拠点は、妻の産土^{うぶすな}に近接しているとは限らない。そのため、宮は夫方でも妻方でもない新居住となる。ただし、妻は出身地との強い結びつきをもったままであり、夫とは別に住まい(妃宮^{ききのみや})をもつこともあったと考えられる。

履中^{りちゅう}は、父である仁徳^{にんとく}の崩御後、同母弟との争いの中、宮地の難波^{なにわ}を出た。そして、石上^{いそのかみ}の振神^{ふるのかみのみや}宮に移動し、磐余^{いわれ}(伊波礼^{いわれ})で即位し、宮を造って稚桜^{わかさくらのみや}宮と名付けた。履中^{りちゅう}と葛城^{かつらぎ}出身の黒媛との間に生まれた市辺^{いちのべ}押磐^{おしほのみこ}王子(市辺之押齒王^{いちのべのおしほのみこ})は、葛城^{かつらぎ}蟻^{あり}臣^{おみ}の女である萋媛^{はえひめ}を妻とし、石上^{いそのかみ}の市辺^{いちのべ}宮に住

んだ。履中と黒媛の娘とも、市辺押磐王子と黄媛の娘ともいわれる飯豊王女（飯豊王）は、葛城にある忍海の角刺宮で仮の朝政を担ったといわれる。このように王家は、葛城の女たちを妻としながら、磐余へ、そして石上へと、宮を遷し続けた(図5)。一方で、飯豊王女が葛城に宮を置いたことに示されるように、女たちは葛城との結びつきを維持していた。このような遷宮が、灌漑技術を利用した水田(再)開発と密接に結びついていることは、履中が磐余池を作ったという記事から推測できる。履中とはまた、石上の溝(用水路)を掘った。履中が再開発した石上に息子の市辺押磐王子が宮を置き、履中のオイである20代安康も宮を設けた。

21代雄略以降、王家は石上の北(天理市和爾町)を発祥の地とする和珥一族の女たちを妻とするようになり、王家にとって石上は新たな妻方の拠点となった。雄略自身は、長谷に宮を置いた。雄略の即位前の名は大長谷若建命であり、即位前から長谷の経営にかかわっていたことが推測される。22代清寧(后妃なし)は磐余に戻り、23代顕宗は飛鳥に宮を置いた。王家にとって、飛鳥は神聖な場所であった。顕宗の大オジにあたる19代允恭は飛鳥に宮を設けるとともに、氏姓を糾すために、甘樫丘(明日香村豊浦にある丘陵)の辞禍戸崎で盟神探湯(熱湯の中に手を入れさせることで虚言を暴こうとする裁判)を行わせた。顕宗の後は允恭の曾孫であり、飛鳥も王家の拠点として女系的に継承されていた可能性がある。24代仁賢は、祖父の履中によって再開発された石上に宮を設け、和珥出身の女を后

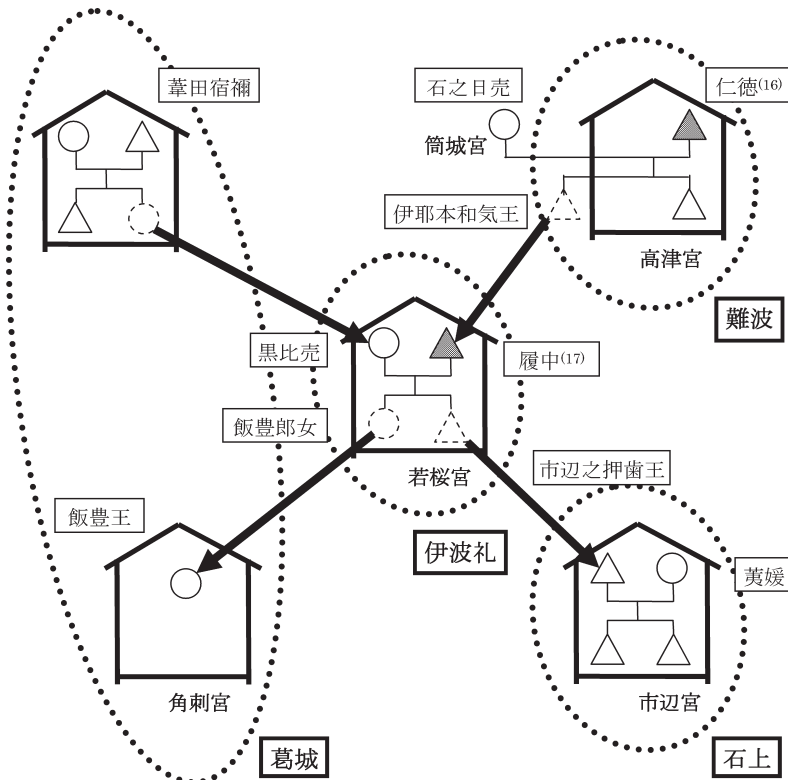


図5 履中を中心とした新居住婚サイクル

家形は核家族の単位を示しており、家形内の成員が必ずしも同居しているわけではない。

妃とした。仁賢の子の25代武烈は、母方の祖父である雄略の宮地である長谷に宮を設けた。このように、5世紀代の歴代遷宮とは、拠点の（再）開発を伴う「新居住」の巡回的な連鎖であった。

磐余を起点とする飛鳥→石上→長谷という遷宮の繰り返しは、（再）開発された地が王家の拠点として確立されていった状況を反映しているものと解釈できる。このような歴代遷宮は、父方（祖父方）に傾きつつある新居住として理解できる。これら5世紀代に（再）開発された拠点の中で最も重要な地が、磐余であった。磐余は、神話的な初代の王である神武がヤマトに入って居を構えたとされる場所であり、神武の即位前の名前である神倭伊波礼毘古命（記）／神日本磐余彦尊（紀）にも磐余の地名が含まれている。履中は難波を出て、巡行の末に神武の功績をなぞるように磐余に宮を置き、それを磐余稚桜宮（伊波礼若桜宮）と名付けた。この宮号は、履中以前の王の系譜の中で唯一の女王であり、履中の曾祖母にあたる神功が造ったとされる磐余稚桜宮と同じである。これは、磐余が履中期以前において女系的に継承されていた王家の古くからの拠点（産土）であった可能性を示唆している。

3. 6世紀代

6世紀になると、26代継体の伊波礼玉穗宮（桜井市池之内付近）から32代崇峻の倉椅柴垣宮（桜井市倉橋付近）まで、磐余の周辺に宮が集中する。25代武烈に子がなく、16代仁徳から武烈に至る男系による王位の継承が途切れたことで、15代応神の血統を受け継ぐ（応神五世孫とされる）継体が武烈の妹である手白香王女と結婚し、王位についた。継体の息子であり、のちに大王となる安閑と宣化は、父とともに大和に入り、即位前から王子宮に住んだと考えられる。安閑の王子としての名前は勾大兄王子であり、即位後の宮は勾金橋宮であることから、即位前から「勾」（橿原市曲川町付近）に居たことが推測される。そこは、蘇我氏の本拠であった蘇我の地と重なり合う。また、宣化の王子としての名前は檜隈高田王子であり、即位後の宮は檜隈廬入野宮であることから、やはり即位前から飛鳥の南の「檜隈」（明日香村檜前付近）に住んでいたことがうかがえる。そこは蘇我氏の配下にいた東漢氏の拠点であった。

継体は、二人の息子の王子宮を磐余近傍の蘇我氏と関わりの深い地に配することで、蘇我氏との連携をはかった。それとともに、自らの王宮を磐余に置くことにより、王としての正統性を目に見えるかたちで示した。磐余は、王家にとって神話的な拠点であり、女系的に継承されてきた土地である可能性がある。そこを宮地とすることで、継体は5世紀代の履中、さらには神武の事績をなぞったということが出来る。しかし、王権の正統性を示す上で最も重要なものは、血統である。継体・安閑・宣化の3代の王は、いずれも仁賢の娘と結婚した。これは、彼らが仁賢の血統を自分の子に継承しようとしたことを意味する。

安閑には子がなかったが、継体と宣化は、自分の受け継いでいない王家の血筋を、妻経由で子に継じた（図6）。継体は、手白香王女（仁賢の娘）に受け継がれた仁賢の血筋を、欽明に受け渡した。宣化は、橘仲王女（仁賢の娘）の血筋を、石媛に受け渡した。そして、欽明と石媛が結婚した。これにより、男系において途絶えた大王家の血筋が、いわば濃くなっているのである。王家の血統を濃くしていく過程として理解できるのが、欽明以降の異母キョウダイ婚である。それは図7のようにモ

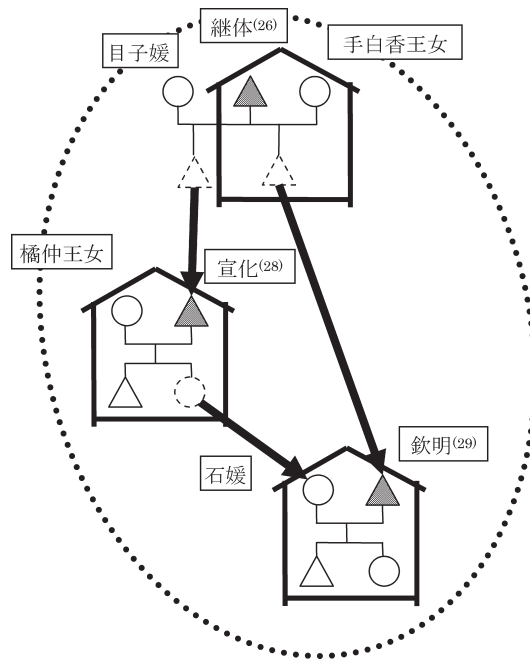


図6 血統継承のための近親婚核家族サイクル

家形は核家族の単位を示しており、家形内の成員が必ずしも同居しているわけではない。

デル化することができる。王は自分の息子に王位を継承するが、その息子と結婚するのは、王の妃の娘である。次代の王と妻は異母キョウダイの関係にある。これは、后妃を王女に限定することにほかならず、欽明の代で濃くなった王の血統を、近親婚を通じてできるだけ濃いまま継承していこうとする態度の現われであると考えられる。

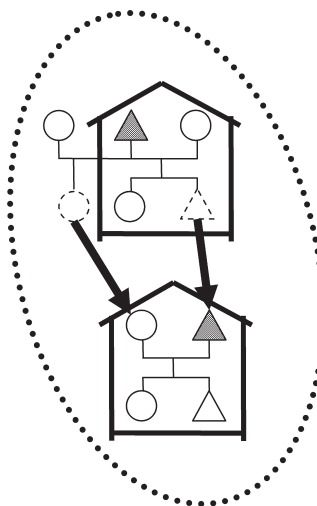
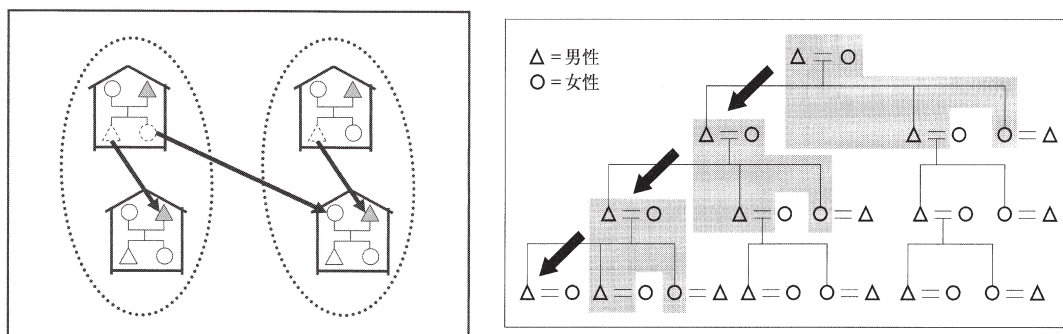


図7 異母キョウダイ婚モデル

王家が磐余^{いわれ}周辺に集中的に宮を置いたということは、5世紀代から顕著になった「父—子（息子・娘）」の血統の継承を重視する傾向のもとで、夫（父）方の土地を拠点化していく行為と解釈することができる。夫（父）方の土地の拠点化とは、有力豪族におけるウヂ（氏）の成立と軌を一にしている。「ウヂ」とは、血縁関係ないしは血縁意識をもつ多くの家族が「父系擬制的」に集団化した政治組織である。父系擬制的とは、同じ祖先から出自を父系的にたどれるという「ウヂ」の成員資格が単なる觀念にすぎないということを意味する。そのため「ウヂ」の氏族系譜とは出自系譜ではなく、父系に擬装するために種々の操作が加えられた系譜ということになる⁽³⁵⁾。実際の「ウヂ」は官文娜が結論づけたように「父系擬制的・非出自的・無系のおよび血統上での未分化のキンドレッド」⁽³⁶⁾と記述するほかないものである。もともと古代日本では、男性・女性を問わず、直系・傍系の血縁者や非血縁者の家族がすべて一族とみなされていた。そのような同族集団が、大王に服属を誓い、それに奉仕することで「ウヂ」と呼ばれるようになった。蘇我^{そが}とか物部^{ものべ}といった氏^{うぢ}の名が実際に名乗られ始めたのは、6世紀になってからである⁽³⁷⁾。

「ウヂ」が6世紀に成立した以上、それ以前の系譜を記した氏族系譜は、遑って作られるほかはなかった。家長（首長）の地位が男系的に受け継がれることが一般的となる以前は、男性の祖先は妻方の土地に居住することが多かった。そのため、男系でたどると、多くの「ウヂ」は産土^{うぶすな}を出て拠点を移してきたことになった。それはあたかも、「ウヂ」の男系の成員が、次々と新しい土地に進出していったかのようであった。このような拠点の展開は男性の新居住によるものであるため、一族の男性が異なる場所に住んだことが、「ウヂ」の枝分かれとして解釈されるようになった。また、存在が確実な先祖からある程度の世代を遡ると、それ以上は未詳となるため、そこには神話的な始祖が置かれた。

夫（父）方での新居住の集積によって、夫（父）方の土地が一族の拠点となると、その新居に入る妻は夫の一族の成員にほかならない。それはすなわち、自分の親族（キョウダイ）から切り離されることである。家族サイクルという点から見ると、このような状況は図8左のようにモデル化できる。それぞれの拠点において、家長（首長）の地位は男系的に継承される。新居には、外から妻がやってくる（王家の場合は異母キョウダイ）。妻は、夫の同族集団の一員となり、実家との結びつきは薄れる。このような変化は、古墳の埋葬形式からも読み取ることができる。田中良之によれば、6世紀前半・中期以降はキョウダイとその父母、つまり夫婦と一緒に埋葬されるようになる。既婚女性が夫や子どもたちとともに埋葬されるのは、この段階が最初である。また、次世代において家長となる子は、自分の子どもたちとともにのちに別の古墳に埋葬される⁽³⁸⁾（図8右）。これは、ひとりの家長を中心とする世帯の存在（核家族）、キョウダイの絆の強さ（母性偏向性）という基層的な特徴に加えて、新たに妻と妻方の親族（キョウダイ）の間に切断線が入ったことを意味する。この時期には、大王の古墳においても、夫婦の合葬がみられた。安閑の陵には后と安閑の妹が合葬された。また、宣化の陵^{みさきぎ}には、后とその幼子が合葬された。これについては、王家の血統を受け継ぐ妻と一緒に葬られることで、王としての正統性を死後も強調しようとしたという解釈が成り立つ。それとともに、当時夫と妻が合葬されることに強い違和感がなくなっていたということも指摘できるであろう。



男系的な地位継承を伴う母性偏向核家族サイクル

田中良之による古墳埋葬の基本モデルⅢ
(6世紀前半～中葉に出現)
田中(2003: 126)の図3

図8 6世紀代以降の家族サイクルと古墳埋葬の基本モデル

4. 7世紀代

宮は7世紀には飛鳥^{あすか}⁽³⁹⁾へ集中していく。敏達^{びたつ}の後であった額田部^{ぬかた}王女^{べのひめみこ}が593年に飛鳥の豊浦宮^{とゆらのみや}で推古として即位して以来、孝徳^{こうとく}による難波^{なにわ}への遷宮及び中大兄^{なかのおえのみこ}王子^{てんじ}による近江への遷宮を除いて、藤原京遷都^{ふじわらのみや}(694年)までの約100年間、飛鳥地域に宮が連続して置かれた。孝徳の難波長柄^{なにわのながらのとよさきのみや}豊碕^{とよさきのみや}宮は、外交儀礼のための施設という性格が強い宮であったと考えられている。また、中大兄王子による近江大津宮^{おうみのおおつのみや}への遷宮は、白村江^{はくすきのえ}の戦い(663年)での唐と新羅の連合軍に対する敗北を受けて、防衛体制を強化するためのものであったと考えられている。

7世紀の飛鳥に宮が集中した理由は、大きく分けて二つある。ひとつは、この地域の開発を進めた蘇我氏が、王家との結びつきを強めていく中で、飛鳥の地に王宮を引き寄せたという理由である。もうひとつは、王家が、磐余の南の未開地であった飛鳥を倭で初めての都市空間として整備しようとしたという理由である。そしてそのどちらも、6世紀末頃までに東^{やまと}(倭)漢^{あやうじ}氏と称されるようになった飛鳥の渡来人集団の技術と知識を利用しようとしたことが背景にある。

もともと飛鳥の地は真神原^{まかみはら}と称されていた未開の原野であった(『大和國風土記逸文』)。そこに、5世紀前半、朝鮮半島南部の伽耶諸国のひとつである阿邪^{あや}(阿羅)からの渡来人集団が土地を与えられた⁽⁴⁰⁾。彼らは5世紀後半ころから、飛鳥の南の檜隈^{ひのくま}地方に定着し、そこを拠点に大陸伝来の土木・建築技術を駆使して飛鳥地方の開発を進めてきた⁽⁴¹⁾。6世紀中頃、曾我川中流域(檜原市曾我町付近)を拠点としていた蘇我氏が畝傍山東南の軽の地へと移動し⁽⁴²⁾、これら渡来人集団(のちの東漢氏)やその支配下にあった今來漢人^{いまきのあやひと}(5世紀後半に百済や伽耶から渡来した人々)を、軍事、土木・建築、外交・財政の任に充てた。6世紀後半になると、蘇我稲目^{そがのいなめ}が飛鳥川左岸の向原^{むくはら}・豊浦^{とゆら}に居宅を営み、馬子^{うまこ}は嶋^{しま}の宅^{いえ}に住んだ。6世紀末には、飛鳥のすぐ北側に広がっていた湿地が開発され、小墾田^{おほりだ}と称されるようになった⁽⁴³⁾。馬子は、東漢直駒^{やまとのあやのあたいま}に命じて592年に崇峻^{すしゆん}を暗殺し、稲目の孫であり自分のメイにあたる額田部王女^{ぬかたべのひめみこ}を即位させた(推古)。額田部王女の宮は磐余^{ぬかたべのひめみこ}周辺の海石榴^{つばいち}にあったが、推古の即位は豊浦宮で行われ、603年には小墾田宮に移った。これは、稲目の娘である堅塩媛^{きたしひめ}を母とする

推古が、その母の土地の近くに住まいをもったということである。そのため、飛鳥はその後の王家にとって女系的に受け継がれる「ふるさと」として意識されるようになった。

一方、王家にとっても、飛鳥は重要な拠点として意識されていた。5世紀代の宮の巡回的な遷宮の中で、飛鳥は19代允恭^{いんぎょう}と23代顕宗^{けんぞう}の宮地となった。6世紀代には宣化^{ひのくま}が檜隈に宮を置くことで、そこを拠点とする渡来人集団との結びつきを強めることができた。したがって、推古による小墾田宮^{おほりだのみや}の造営は、蘇我氏と王家の両者と深い関係をもっていた東漢氏^{やまとのあやうじ}の知識と技術に基づくものであった。宮は、「大殿一庭一大門（閤門）一朝庭・庁一宮門（南門）」という空間的に分節化された構造をもっていた。さらに、この宮には、南庭が存在し、須弥山^{しゅみせん}や呉橋^{くれはし}が築かれた⁽⁴⁴⁾。須弥山は仏教的宇宙観における宇宙の中心の山であり、斉明^{さいめい}によって飛鳥寺の西の広場の付近にも設けられた。古くから槻樹^{つきのき}があったこの広場では、斉明朝から持統朝にかけて辺境の人々を招いて饗宴をひらき、服属を誓約させている。したがって、須弥山とは、王権による飛鳥中心の世界観の象徴であったと考えられる。この広場には斉明朝以降、役人に勤務時間を知らせるための水時計である漏刻^{ろうこく}も設けられた。これは、官僚制の整備のために必要な施設であるとともに、時間の支配者としての王権の力を可視化するものでもあった⁽⁴⁵⁾。飛鳥は、空間的な分節構造をもつ宮が累積的に拡充し、仏教寺院が並び、空間と時間の支配を象徴する広場がある、日本最初の都市的空間となったのである。

このように、王権の強化という観点から、飛鳥への宮の集中は必然的な流れであった。しかし、それによって、基層的な家族システムに根差す問題が生起せざるをえなかった。5世紀代以降、王位の継承は男系的に行われるのが基本となっていた。それは、夫（父）方の親族を結集することによる軍事力の保持を目的とするものであり、夫（父）方での新居住をとまなうことで、妻方親族から距離を置くという効果もあった。しかし、飛鳥周辺を拠点としてきた蘇我氏の一族である推古が女王として飛鳥を宮地としたことで、妻方親族である蘇我氏との距離がとれなくなった。また、新居住婚制には、母性偏向家族システムにおいてみられる母の影響力の強さを弱める効果があるが、飛鳥に宮が連続的に営まれることにより、その効果が薄れることになった。

蘇我氏と王家の間の実際的新居住婚サイクルは、図9のように、蘇我氏の男系継承が明確である一方で、王家の継承線は乱れている。舒明^{じょめい}の即位（629年）は、推古が亡くなる前に遺した言葉によるものである。舒明崩御の後、后の宝女王^{たからのひめみこ}（皇極）は、自分の子である中大兄王子^{なかのおおえのみこ}が若すぎたため、中継ぎとして即位したと考えられる⁽⁴⁶⁾。中大兄王子の世代が王位を継承する上で障害となっていた一世代上の山背大兄王^{やましろのおおえのみこ}は入鹿によって殺害され（643年）、舒明の長子であり、蝦夷・入鹿が推していた古^{ふる}人^{ひと}大兄王子^{おのおえのみこ}が有利となった。その形勢を逆転するためのクーデターが乙巳^{いつし}の変であった（645年）。これにより、古人大兄王子は排除されたが、中大兄王子は20歳でまだ若かったため、皇極^{ひめみこ}は同母弟の孝徳に譲位した⁽⁴⁷⁾。このような一連の流れは、母方親族である蘇我氏の干渉のもと、「王女（王を父にもつ后妃）＝女王＝王子の母」である推古と皇極が人格的な関係を通じて王位継承を制御しようとしたことにより、男系のキョウダイ（兄弟）による安定的な傍系継承が維持できなくなっていたことを示している。

飛鳥のアノミー（無規範）的状况から逃れる方法は、事実上の妻（母）方拠点となった飛鳥を離れ

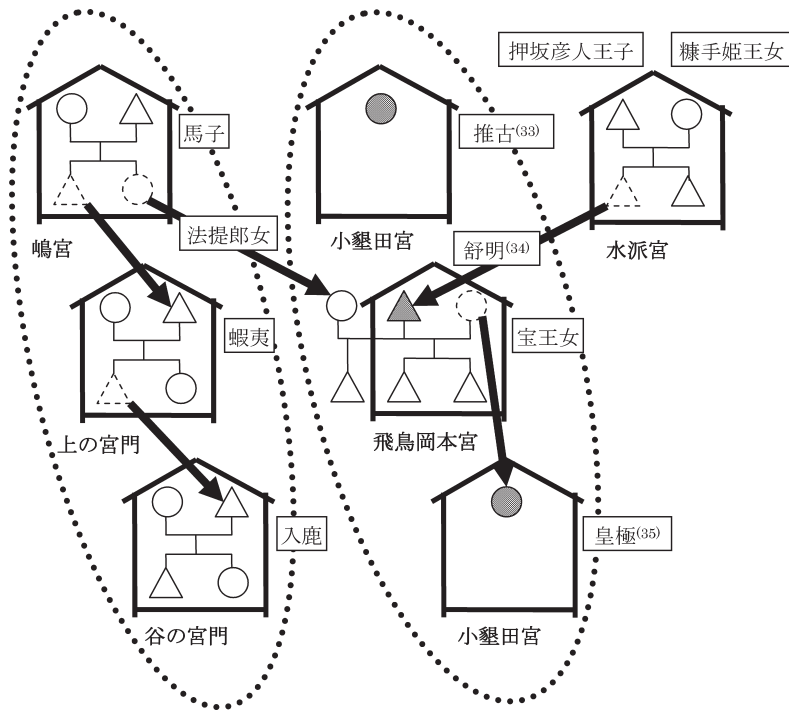


図9 蘇我氏と王家の新居住婚サイクル

家形は核家族の単位を示しており、家形内の成員が必ずしも同居しているわけではない。

た新居住しかなかった。推古のオイの厩戸王子（聖徳太子）は、推古のもとで統治制度の整備を終えた後、磐余の上宮から斑鳩の宮にうつった（605年）。これは、王家内で強大な力を行使するオバの推古からも、父方＝母方親族である蘇我氏からも、空間的に距離をとろうとする意図があったと推測される。推古から王位を継承した舒明が、飛鳥をいくらか離れて百濟宮を造営したのも（639年）、同様の行為であると解釈できる。また、孝徳による難波遷宮（645年）、中大兄王子（天智）による近江遷宮（667年）からも、政治的な意図とともに、空間的に飛鳥から離れようとする意思を読み取ることができる。王家・蘇我氏・群臣たちの人格的な関係に根差す統治体制が生み出すこのような問題の克服は、天智（近江令）・天武（浄御原令）による官僚制度の確立をまたなければならなかった。

IV 結論

古代日本の家族システムは、母親密着性の強い母性偏向核家族であった。母と子（息子・娘）の心理的な密着性が家族関係の核となっており、娘を家の外に強制的に出してしまう外婚制がみられない。子どもは平等に世話を受け、相続は男女を問わない分割相続である。女性も財産をもつため、経済的な自立性がある程度保証されている（夫婦別財）。男女に家族成員としての立場上の差異がないため、親族集団において父方・母方を区別する必要はない。また、父系・母系の出自集団を意識することもない。血族集団は、系的に無系かつ方的に未分化のキンドレッド（親類）であった。

核家族サイクルでは、子どもが成人となり結婚すると、家を出て新居を設けることを繰り返す（新居住制）。履中以降の王位継承のプロセスを見ると、原則として、先王の崩御→新王の即位・遷宮→立后（一部で立後の後に遷宮）という一連の流れがあり、王位継承は新居住婚をとまうものであった。そのため、成人後は必然的に父子別居であった。また、母子が妃宮に住む場合には、幼少時からの父子別居であった。新居住制は、4世紀前半と想定されるヤマト王権の誕生とその後の勢力拡大とともに、5世紀代に大きく変化した（表1）。

表1 王家の家族・親族システムの変化と宮地の移動

	居住制	親族構造(系・方)	王位継承制	妻(母)方の出身	おもな宮地
3・4世紀代	妻方・新居住	無系・未分化	男女のキョウダイを中心とする傍系継承	王家	うがすな産土
5世紀代	新居住	無系(父系擬制的)・未分化	男系による傍系継承(女性による中継あり)	かづらきわに葛城・和珥	磐余・飛鳥・石上・長谷
6世紀代	夫方・新居住	無系(父系擬制的)・未分化	男系による傍系継承(女性による中継あり)	王家(異母姉妹)	磐余
7世紀代	夫方=妻方・新居住	無系(父系擬制的)・未分化	男系による傍系継承(女性による中継あり)	蘇我氏	飛鳥

3・4世紀代には、倭国の王位は男女のキョウダイを中心に担われていた。男王や女王へのキョウダイによる補佐やキョウダイによる共同統治が安定的に維持されるためには、妻(母)方の土地周辺での集住が条件となる。家族システムが核家族であるため、この時期の宮は、王家が女系的に受け継いできた産土^{うがすな}やその周辺において、代替わりごとに新居を設けて営まれたと考えられる(妻方・新居住)。

5世紀代に、地位継承制において大きな変化が生じた。王や首長(家長)の地位が、男系で継承されるようになっていったのである。これは、男性を中心とした、渡来人の技術を利用して行われた原野の開拓や、王権の勢力拡大に伴う軍事的な活動に対応するためであった。有力農民層でのこのような変化は、5世紀後半に出現した。王家は、それより先行していたと考えられる。男系的な地位の継承は、地位継承譜に記されるようになった。新居住は父(祖父)方の拠点の(再)開発をとまうものとなり、それが王宮の巡回的にみえる歴代遷宮をもたらした。これは、妻方から夫方へと変化する新居住の中間的なタイプとして理解できる。

6世紀代における磐余への宮の集中は、夫方・新居住による夫(父)の土地の拠点化を意味していた。そこでは、王の血統を濃くするとともに妻方の親族の影響を最小化するための近親婚(異母キョウダイ婚)が繰り返し行われた。したがって、磐余は夫(父)方の土地というだけでなく、妻(母)方の土地ともなった。これは、夫方・新居住ではあっても、そこを拠点化する上で妻(母)と土地との結びつきが重要であることを示している。この時期に、有力豪族は氏(ウヂ)の名を名乗るようになるが、それは父系出自集団ではなく、男女の血統の区別のない父系擬制的なキンドレッド(親類)に対する称号であった。

7世紀代には、新開地である飛鳥を都市空間(京)^{みやこ}にするという意図のもと、王家に女性を送りだした有力豪族(蘇我氏)と王家が近接して居住することになった。このような夫方=妻方・新居住では、妻(母)方の親族の影響が強まる。それを排除する最も単純な方法は、宮を飛鳥から移動するこ

とである。そのため、この時期には飛鳥に宮を置こうとする女王系の動きと飛鳥から離れようとする男王系の動きの葛藤がみられた。宮を移動することなく妻方親族の影響力を小さくするためには、より広い京みやこにおいて法りょうによる統治が行われる必要があった。

以上の点から、(1)「なぜ代替わりのたびに王は新しい宮に居住したのだろうか」という問いに対する答えは、「古代日本の家族システムは核家族であり、王位継承のプロセスに新居住婚が組み込まれていたため」となる。また、(2)「なぜ5世紀代に王宮は巡回的に移動し、6世紀代には磐余、7世紀代には飛鳥に継続的に立地したのだろうか」という問いに対する答えは、「5世紀代には男系での王位継承制の導入にともなう拠点の(再)開発、6世紀代には新王統の誕生にともなう神話的拠点への集住、7世紀代には蘇我氏と渡来人集団によって開発された日本最初の都市空間への集住がみられたため」となる。宮地の移動にともなって、王家の新居住制は、妻方・新居住(産土)→新居住(拠点の巡回)→夫方・新居住(磐余)→夫方=妻方・新居住(飛鳥)という変遷を示した。飛鳥は、事実上の妻方拠点であった。それは、古代日本の家族・親族システムにおける母性偏向性の強固さの反映であるといえる。

注

- (1) 天皇という称号は7世紀末から使用されるようになった。それ以前には、大王や王という称号が使われていた。ただし、大王は天皇以前の正式称号であったとは言えず、王の尊称であった可能性が高い(吉村 2010: 86-89)。そのため本稿では、7世紀代までの日本列島における王権の保持者を「王」と呼ぶことにする。
- (2) 仁藤 (2011): 16-25.
- (3) 和田 (1995): 199-200.
- (4) 館野 (2010): 125-126, 吉村 (2010): 60-61による。仁藤 (2011: 24) も歴代遷宮を、新王が支配機構を再編するための行事の一環と考えている。
- (5) たとえば持統は、夫である天武の崩御後、殯もがりのみや宮儀礼が行われた飛鳥浄御原宮あすかのきよ みほらのみやにおいて即位儀礼を行った(和田 1995: 156-160)。
- (6) 仁藤 (2011): 12.
- (7) 仁藤 (2011): 20-21.
- (8) 仁藤 (2011): 22.
- (9) Goldschmidt and Kunkel (1971): 1062-1063. 引用論文では「核家族」「父方居住直系家族」「父方居住合同家族」という名称が使われているが、トッド (2008: 45-47) を参考に、「核家族」「直系家族」「共同体家族」とした。
- (10) サガール&トッド (2001)
- (11) サガール&トッド (2001): 206.
- (12) 阿部 (2011): 95.
- (13) 父性偏向家族システムと有畜麦作、母性偏向家族システムと無畜稲作の関係については、阿部 (2011) を参照のこと。
- (14) トッド (2008): 65-66. 文化人類学的な規範(婚姻制・居住制・相続制など)が緩いことから、トッドは無規範状態を意味するアノミーという用語を使った。
- (15) 吉村 (2010): 31-32.
- (16) 明石 (1990): 21.

- (17) 成清 (2001) : 107-108.
- (18) 『大宝令』における遺産相続についての規定である戸令^{こりようおうぶんじょう} 応分条^{こりようおうぶんじょう}については、成清 (2001 : 39-47) による整理を参照のこと。
- (19) 『令集解』^{りようのしゅうげ} 戸令^{こりようおうぶんじょう} 応分条^{こりようおうぶんじょう} 所引の「古記」による (江守 1996 : 170)。
- (20) 『養老令』における遺産相続についての規定である戸令^{こりようおうぶんじょう} 応分条^{こりようおうぶんじょう}については、成清 (2001 : 47-55) による整理を参照のこと。
- (21) キンドレッド (kindred) とは、個人を中心として血縁を父方・母方の区別なく辿る親族の範囲をいい、日本語でのシンルイ・シンセキに相当する。
- (22) 古代日本の親族集団の性格については、官 (2005) による中国の父系宗族集団との比較に基づく議論を参照のこと。官 (2005 : 47-73) は、日本史学界において顕著な、「出自」と「親族」、「双系出自集団」と「双方親族集団」の意味の混同や誤解を解消するために、イギリスの社会人類学者ウィリアム・ハルス・リヴァーズ・リヴァーズ (1864~1922) を代表とする「出自」論に基づいて、これらの語の概念を明確に限定した。古代日本の親族システムについての本稿の議論も、その概念整理に従っている。
- (23) 義江 (2003) : 86-88.
- (24) 母系社会における男性の二つの役割については、須藤 (1989 : 9-10) を参照。
- (25) 官 (2005) : 74-103.
- (26) 田中 (1995). その概要は田中 (2003) にまとめられている。
- (27) 水谷 (2003) : 39.
- (28) 田中 (2003) : 123-124.
- (29) 田中 (1995) : 222-223.
- (30) 成清 (2005) : 49-51.
- (31) 5人の倭国王は、讃^{りちゆう}が履中^{ほんぜい}、珍^{いんぎよう}が反正^{あんこう}、済^{ゆうりやく}が允恭、興^{あんこう}が安康、武^{ゆうりやく}が雄略に比定できる可能性がある (吉村 2010 : 79)。
- (32) 田中 (2003) : 126.
- (33) 田中 (1995) : 222-224.
- (34) 清家 (2010) : 203-205.
- (35) 官 (2005) : 140-141.
- (36) 官 (2005) : 12.
- (37) 水谷 (2006) : 82.
- (38) 田中 (2003) : 126-127.
- (39) 古代の飛鳥は、北を小墾田・飛鳥寺付近、西は飛鳥川、東は丘陵、南は橘寺付近までの範囲をいう (和田 2003 : 13)。
- (40) 加藤 (2002) : 140-144.
- (41) 水谷 (2006) : 98.
- (42) 和田 (2003) : 44-45.
- (43) 和田 (2003) : 20-21.
- (44) 仁藤 (2011) : 49-53.
- (45) 仁藤 (2011) : 86-89.
- (46) 水谷 (2003) : 91-92.
- (47) 水谷 (2003) : 96-98.

引用文献

- 明石一紀 (1990) 『日本古代の親族構造』 吉川弘文館
- 阿部一 (2011) 「家族システムの風土性」『東洋学園大学紀要』 第19号：91-108.
- 江守五夫 (1996) 「婚姻形態と習俗」大林太良編『日本の古代11 ウヂとイエ』 中公文庫，中央公論社 [原著1987年]：129-184.
- 加藤謙吉 (2002) 『大和の豪族と渡来人——葛城・蘇我氏と大伴・物部氏』 歴史文化ライブラリー144，吉川弘文館
- 官文娜 (2005) 『日中親族構造の比較研究』 思文閣史学叢書，思文閣出版
- サガール，ローラン&トッド，エマニュエル著，石崎晴己・東松秀雄訳 (2001) 「新人類史序説——共同体家族システムの起源」石崎晴己編『世界像革命——家族人類学の挑戦』 藤原書店：177-209 [原論文は1992年に『ディオジェーヌ』誌10・11月号に発表]
- 須藤健一 (1989) 『母系社会の構造』 紀伊國屋書店
- 清家章 (2010) 『古墳時代の埋葬原理と親族構造』 大阪大学出版会
- 館野和己 (2010) 「天武天皇の都城構想」栄原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』 塙書房：121-141.
- 田中良之 (1995) 『古墳時代親族構造の研究——人骨が語る古代社会』 ポテンティア叢書39，柏書房
- 田中良之 (2003) 「古代の家族」赤坂憲雄・中村生雄・原田信男・三浦佑之編『女の領域・男の領域 いくつもの日本IV』 岩波書店：117-142.
- トッド，エマニュエル (2008) 『世界の多様性——家族構造と近代性』 藤原書店
- 成清弘和 (2001) 『日本古代の家族・親族——中国との比較を中心として』 岩田書院
- 成清弘和 (2005) 『女帝の古代史』 講談社現代新書1794，講談社
- 仁藤敦史 (2011) 『都はなぜ移るのか——遷都の古代史』 歴史文化ライブラリー333，吉川弘文館
- 水谷千秋 (2003) 『女帝と譲位の古代史』 文春新書354，文藝春秋
- 水谷千秋 (2006) 『謎の豪族 蘇我氏』 文春新書495，文藝春秋
- 義江明子 (2003) 「“卑弥呼”たちの物語——女と男／公と私」赤坂憲雄・中村生雄・原田信男・三浦佑之編『女の領域・男の領域 いくつもの日本IV』 岩波書店：85-113.
- 吉村武彦 (2010) 『ヤマト王権 シリーズ日本古代史②』 岩波新書 (新赤版) 1272，岩波書店
- 和田萃 (1995) 『日本古代の儀礼と祭祀・信仰 上』 塙書房
- 和田萃 (2003) 『飛鳥』 岩波新書 (新赤版) 850，岩波書店
- Goldschmidt, Walter and Evelyn J. Kunkel (1971) “The structure of the peasant family,” *American Anthropologist*, 73: 1058-1076.

